

第 6212 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月 6日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 固定資産税の損金算入時期

Q : 固定資産税は、いつの損金に算入したらいいのですか？

A : 固定資産税の処理方法については3つの方法が認められています。

【解説】

固定資産税は、毎年4月頃に納税通知書が発せられ、これを4, 7, 12, 翌年2月に納付します。

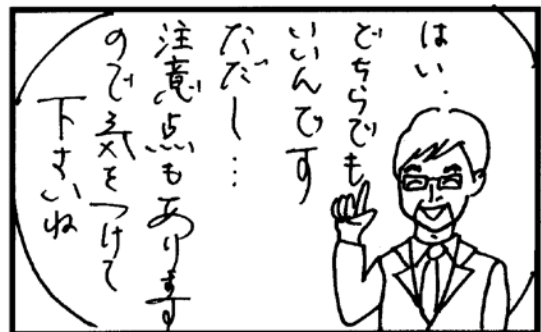
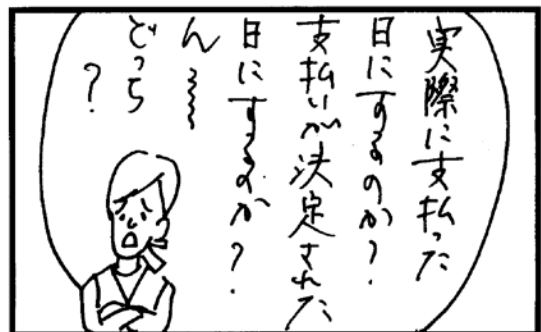
固定資産税のような賦課課税方式をとっている租税公課の損金算入時期は次のように3通りの処理方法が認められています。

- ① 賦課決定が行われた日の事業年度の損金とする処理
- ② 実際に納付した日の事業年度の損金とする処理
- ③ 納期の開始の日(納期が分割して定められているものは、それぞれの納期の開始の日)の事業年度の損金とする処理

したがって、実際に支払った日でも、支払うことが決定された日でも損金処理することはできます。

また、たとえば、9月決算法人のように、すでに納税通知書が発送された後に決算を迎えるような会社については、未納である12月分と翌年2月分を未払金に計上すれば、その事業年度の損金とすることができます。

しかし、3月決算法人が、納税通知書が発せられる前に、その年の1月から3月までの分を見積り計上しているような金額については、損金に算入できませんので注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】